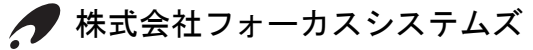


株 主 各 位

東京都品川区東五反田二丁目7番8号



代表取締役社長 森 啓 一

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、議決権行使書用紙またはインターネット（行使アドレス：<http://www.it-soukai.com>）により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご高覧の上、平成25年6月26日午後5時45分までに議決権の行使をお願い申し上げます。

また、書面とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットの行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪三丁目13番1号
グランドプリンスホテル高輪 地下1F「クラウンルーム」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。前回と同じホテルで行いますが、会場が地下1F「クラウンルーム」に変更となっていますのでご注意ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項 第37期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 取締役賞与支給の件
第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件
以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご呈示くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.focus-s.com/>）に掲載させていただきます。

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度における我が国経済は、世界経済の減速や、日中関係の悪化による影響が懸念され、先行き不透明な状況で推移していましたが、政権交代により、景気対策への期待感による円安・株高基調にシフトするとともに個人消費にも回復の兆しが見られ、景気回復への期待感が高まってまいりました。

情報サービス業界におきましては、企業の情報化投資に対する慎重な姿勢は継続しているものの、クラウドサービスやビッグデータ対応等への関心が高まり新たな需要が期待され、ソフトウェア関連の設備投資を積極化する企業も出てまいりました。

このような状況のもと、当社は、組織間の連携強化、事業の優先順位の明確化、環境変化への対応、そして営業活動の強化を経営戦略に掲げ、「公共関連事業」・「民間関連事業」・「セキュリティ機器関連事業」の3報告セグメントを重点とした事業活動を推進してまいりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(公共関連事業)

最終ユーザーが官公庁および地方自治体向けであり、財務システム、貿易システム、交通管制システム、医療福祉システム等、社会インフラ基盤のシステム実現に向けた提案作業、基盤構築、基本検討、設計、開発、試験からシステム稼働後の運用管理、保守に至るまでトータルソリューションの技術支援の提供を行っております。

当事業年度は、①事業部門として独立させた、社会保障と医療の特別プロジェクトにおいて、積極的提案活動を推進し深耕拡大、②基盤・方式系案件の獲得に伴う体制強化、③金融系業務の拡大、④グローバル案件への対応を目標に取組んでまいりましたが、最終ユーザーの予定案件の取り止め、計画見直し、予算縮小による案件数の低下等、厳しい状況は続く中、システム基盤構築業務へとシフトしたものの、売上高は4,311百万円となりました。また、セグメント利益は534百万円となりました。

(民間関連事業)

最終ユーザーが主に一般民間企業向けであり、個別ニーズに合わせた、各種システムの設計、製造、構築およびハードウェアのキッティング、ネットワーク設定、OS導入・設定、各種ミドルウェア導入・設定、システムテストといった、一連もしくは個別の提供および稼働中システムの運用管理、保守、技術支援を行っております。

当事業年度は、①エンドユーザーからの受注比率の向上、②既存ユーザーの深耕拡大と、新規ユーザーの開拓を目標に取組んでまいりましたが、インフラ系（ミドルウェア、ネットワーク等）の業務拡大、既存運用・サービスの業務拡大をした結果、売上高は7,461百万円となりました。また、セグメント利益は930百万円となりました。

(セキュリティ機器関連事業)

健全なIT社会構築に貢献する技術の提供を目標に、実効性のあるセキュリティソリューションの提供等を行う情報セキュリティ事業におきましては、官公庁や大手民間企業等にも専門担当が増えてきており、特にデジタル・フォレンジック技術の社会ニーズが増えてきております。

当事業年度は、①国内No.1のフォレンジックベンダーを目指すべく積極投資、②デジタルフォレンジックに加え、eDiscovery(電子情報開示)、サイバー攻撃対応に注力し、広くITリスクに対するコンサルティング事業への展開、③事業化を視野に入れ、新規開拓分野として、最適化技術、介護・医療分野に注力を目標に取組んでまいりましたが、官公庁・大手企業を狙った標的型メール攻撃やサイバー攻撃に対する対策や、各都道府県警察におけるサイバー犯罪対策の強化・拡充が追い風となり、売上高は580百万円となりました。また、セグメント利益は63百万円となりました。

以上の結果、当事業年度業績は、売上高12,353百万円(前事業年度比3.7%増)、営業利益439百万円(前事業年度は47百万円の営業損失)、経常利益416百万円(前事業年度は58百万円の経常損失)、当期純利益241百万円(前事業年度比59.1%増)となりました。

受注売上上の状況は以下のとおりです。

① 受注実績

セグメントの名称	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
	受注高(千円)	受注残高(千円)	受注高(千円)	受注残高(千円)
公共関連事業	4,613,553	1,193,196	4,023,390	905,227
民間関連事業	6,769,119	1,363,790	8,206,953	2,108,844
セキュリティ機器関連事業	487,723	12,817	635,631	67,770
合計	11,870,396	2,569,805	12,865,976	3,081,842

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

② 売上実績

セグメントの名称	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
公共関連事業	4,717,792	39.6	4,311,359	34.9
民間関連事業	6,695,328	56.2	7,461,900	60.4
セキュリティ機器関連事業	496,679	4.2	580,678	4.7
合計	11,909,800	100.0	12,353,938	100.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 対処すべき課題

企業のアジア圏を中心とした海外市場への進出、労働力の供給元の推移など経済状況は変貌しつつあり、情報サービスにおいてはスマートフォンなどのポータブル端末とクラウドコンピューティングなどの技術革新は加速されている状況です。その中でユーザー企業は競争の激化が進み、価格面での競争は回避できない状況にあります。

このことを踏まえ、当社は、より時代のニーズに合った付加価値の高い製品・サービスの提供を始め、一層の利益管理の徹底と、蓄積された資源（技術者・ノウハウ・製品等）の有効活用を軸に、「人材およびパートナー戦略」、「CSR活動の推進」、「環境志向経営」が不可欠と考えております。

①人材およびパートナー戦略

当社にとって、顧客ニーズにタイムリーに対応していくためには、優秀な人材とそれを活かすマネジメントの強化が必要不可欠と考えます。そのため、当社では以下の取組みを進めてまいります。

第一に技術者およびマネージャーの育成と採用に取組み、最新技術動向に敏感に対応できるサービスを提供します。特にお客様要望の多い基盤系に注力してまいります。また、技術者個々の可能性を広げるために、柔軟なローテーションができる環境を構築します。社員が長年に亘り培ってきたノウハウの管理および情報の蓄積を全社的に整理・統合するとともに、今後グローバルビジネスを展開する上で必要となる人材の育成に取組みます。

第二にコミュニケーションの強化であります。一部門では対応できない業務であっても、全社一丸となって対応すれば、効率よく、タイムリーに提供できる業務が多数存在すると考えます。そのため、部門の垣根を越え、顧客志向の組織へ変革を進めます。

第三にビジネスパートナーとの協業体制の更なる発展であります。パートナー企業を単なる協力会社と捉えるのではなく、ともに成長、発展していけるWIN-WINの関係の構築に注力してまいります。パートナーシップを尊重し、品質向上をともに図りながら、公正な購買により共存共栄を図ってまいります。

②CSR活動の推進

ここ数年、品質マネジメントシステム（QMS）の認証、プライバシーマーク付与認定、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証など全社的な構造改革に取り組んできた結果、その効果が着実に現れております。今後は、さらに事業継続マネジメント（BCM）活動、企業の社会的責任（CSR）活動などを通して、マネジメントレベルの向上を継続し、顧客からの信頼と満足度向上を図ってまいります。

③環境志向経営

IT業界においても、企業が果たすべき社会的役割が、より高度化、より多様化してくるものと考えます。当社においても、自らが社会の一員という考えのもと、顧客の要請、社会の要請に伝えていくよう努めます。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第34期 (平成22年3月期)	第35期 (平成23年3月期)	第36期 (平成24年3月期)	第37期(当期) (平成25年3月期)
売 上 高 (千円)	11,702,747	11,401,654	11,909,800	12,353,938
経 常 利 益 (経常損失△) (千円)	88,538	145,650	△58,532	416,311
当 期 純 利 益 (当期純損失△) (千円)	△157,384	86,844	151,563	241,130
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (当期純損失△) (円)	△18.17	10.20	19.52	34.03
総 資 産 (千円)	9,060,966	10,129,135	13,208,330	11,195,332
純 資 産 (千円)	4,677,323	5,045,697	6,047,149	4,868,962

(注) 1株当たり当期純利益または当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (平成25年3月31日現在)

- ① コンピュータ、その周辺機器、関連機器、通信機器およびそのソフトウェアの開発、設計、製造、販売、賃貸ならびに輸出入業務
- ② 通信システムによる情報の収集、蓄積、処理および販売
- ③ コンピュータ、その周辺機器、関連機器およびソフトウェアの利用に関するサービスの提供ならびにコンサルティング業務
- ④ コンピュータシステムおよびその関連システムの運用、保守、監視業務
- ⑤ 通信システムによるネットワーク運用、接続サービス業務
- ⑥ 損害保険代理業
- ⑦ 建物に関連する水処理装置、警報装置、通信制御装置および計測装置の販売
- ⑧ 映画、テレビ番組等映像の企画、制作、仕入、販売および輸出入業務
- ⑨ 労働者派遣事業
- ⑩ 株式その他有価証券の取得、投資、売買
- ⑪ その他前各号に付帯関連する一切の業務

(8) 主要な拠点等 (平成25年3月31日現在)

株式会社フォーカスシステムズ
本 社 東京都品川区東五反田2-7-8

(9) 従業員の状況 (平成25年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(名)
公共関連事業	331
民間関連事業	508
セキュリティ機器関連事業	17
全社(共通)	43
合計	899

- (注) 1. 従業員数は就業人員を記載しております。
2. 全社(共通)は、総務、人事および経理等の管理部門の従業員であります。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	721,316
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	680,000
株 式 会 社 横 浜 銀 行	660,600
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	514,530
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	341,675
株 式 会 社 東 京 都 民 銀 行	334,030
株 式 会 社 り そ な 銀 行	318,100
オ リ ッ ク ス 銀 行 株 式 会 社	207,600
株 式 会 社 第 三 銀 行	133,200
株 式 会 社 新 生 銀 行	100,000
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	86,000
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	10,000

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 36,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,146,471株 (自己株式1,223,040株を含む。)
- (3) 株主総数 2,917名
- (4) 単元株式数 100株
- (5) 大株主

株主名	持株数 株	持株比率 %
東光博	581,100	8.39
株式会社UBIC	450,000	6.50
柿木龍彦	361,000	5.21
フォーカスシステムズ社員持株会	328,300	4.74
畑山芳文	274,500	3.96
第一生命保険株式会社	250,000	3.61
石橋雅敏	194,100	2.80
株式会社三井住友銀行	170,000	2.46
みずほ信託銀行株式会社	135,000	1.95
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	100,000	1.44

(注)当社は、自己株式1,223,040株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
また、持株比率は自己株式を除外して計算しております。

- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成25年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
森 啓一	取締役社長（代表取締役）	
三浦 宏介	取締役副社長（代表取締役）（情報通信事業本部長）	
畑山 芳文	専務取締役（財務担当）	
室井 誠	取締役（ITサービス事業本部長）	
後藤 亮	取締役（公共金融事業本部長）	
坂主 淳一	常勤監査役	
池野 清昭	監査役	
齋藤 功	監査役	
中村 清司	監査役	

- (注) 1. 取締役石橋雅敏氏、東光博氏および柿木龍彦氏は、平成24年6月28日開催の第36期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
2. 平成24年6月28日開催の第36期定時株主総会において、中村清司氏が監査役に就任しております。
3. 監査役齋藤功氏および中村清司氏は、社外監査役であります。
4. 監査役中村清司氏につきましては、大阪証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 8名 243,865千円（内社外0名）

監査役 5名 19,242千円（内社外3名 6,600千円）

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与分は含まれておりません。
2. 上記報酬等の額には、当事業年度において計上した、役員賞与引当金46,000千円および役員退職慰労引当金36,738千円を含んでおります。
3. 上記報酬等の額のほか、平成24年6月28日開催の第36期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役3名に対して1,104,078千円（うち社外取締役0名）支給しております。
4. 平成12年6月29日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は月額30百万円以内（ただし、使用人給与分は含めない。）、監査役の報酬限度額は月額4百万円以内と決議いただいております。

(3) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役

該当事項はありません。

② 監査役 齋藤功氏

1) 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会20回のうち11回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会12回のうち12回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(イ) 当社の不正な業務執行に関する対応の概要

該当事項はありません。

3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

4) 当社の子会社から当該事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

③ 監査役 中村清司氏

1) 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

監査役就任後に開催された取締役会15回のうち8回に出席し、また、監査役就任後に開催された監査役会9回のうち9回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(イ) 当社の不正な業務執行に関する対応の概要

該当事項はありません。

3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

4) 当社の子会社から当該事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称
あらた監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等
 - ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬
25,000千円
 - ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
25,000千円
- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額は合計額で記載しております。
- (3) 非監査業務の内容
該当事項はありません。
- (4) 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。
- (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
会計監査人を会社法第340条第1項各号に定める項目に基づき解任する場合には、監査役会の全員一致の決議によって行います。この場合においては、監査役会の選定した監査役が、解任後最初の株主総会において、解任の旨およびその理由を説明いたします。

6. 会社の体制および方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
当社が定める内部統制システム構築の基本方針は、以下のとおりであります。
 - ① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、業務遂行にあたり、全役職員が法令を遵守し、業務を適正かつ効率的に遂行する組織体制を構築する。環境変化に対応するため、機動的に組織変更を実施する。
 - 1) 業務が適正に遂行される体制構築のため、取締役会規程、監査役会規程、社員就業規程の中に関連規程を定める。
また、社内全部署において、ISO9001 認証を取得する。
 - 2) 業務が効率的に遂行されるため、適切な組織体制を整え、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程を定める。
 - 3) 法令遵守体制を構築するため、全役職員より、社内規程遵守誓約書に署名捺印で提出を求めて自覚を促す。また、コンプライアンス通報制度を構築する。
法令および定款遵守の推進については、役員および社員等が、それぞれの立場で自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ、指導する。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する事項

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行う。代表取締役は、専務取締役を取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する全社的な統括責任者に任命し、社内規程に基づき、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体で記録し、取締役・監査役が随時・適切かつ確実に閲覧可能な検索性の高い状態で保存・保管する。

また情報については、情報セキュリティ基本方針を策定し、プライバシーマークおよびISM取得により、情報の保存・管理・伝達が関係者に適切に伝達される体制を構築する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業の推進に伴うリスクを把握しこれに備える体制を整備する。

特に、業務に係る全情報が適正に管理され、適切に伝達される体制を構築する。役員による情報漏洩による不正行為抑制の為、秘密管理規程、懲罰規程を定め、さらに社内規程遵守誓約書の自署提出を求めている。デジタル情報の管理においては、当社が取扱うデジタル・フォレンジック製品により情報漏洩ルートが的確に把握できるシステムを構築しており、社内にシステム構築を公示することにより抑止力機能を持たせる。

- 1) 当社の主要販売先・主要仕入先・主要提携先等の経営リスク
- 2) 当社生産品目にかかる協力会社の供給リスクや自然災害を含む生産減少リスク
- 3) 当社製造ソフト等の不具合により生じるリスク
- 4) 当社の経営者の不適切な経営判断や、優秀な幹部社員の退職等による人的な経営リスク
- 5) 当社の保有資産の証券・不動産の相場変動リスク
- 6) 知的財産について生じるリスク
- 7) 当社関連会社の経営環境変動リスク

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

全取締役は、当社業務をそれぞれ所管する。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。

各部門においては、その目標達成に向け具体的行動策を立案・実行する。

⑤ 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団の事業に関して所管する取締役を置くとともに、法令遵守体制を構築する権限と責任を与え、当社管理本部がこれを横断的に推進し管理をする。

企業集団の業務が適正に確保される体制構築を目指し、関連会社管理規程を定める。

なお、関連会社の経営は、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における事項および使用人の取締役会からの独立性に関する事項

当社の監査役の職務を補助すべき使用人は、内部監査室の社員とし、その人事については、監査役の事前の同意を得るものとする。

- ⑦ 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査の実効性を確保するため、監査役監査規程、内部監査規程を制定する。

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

また、監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。

なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

(2) 反社会的勢力に向けた基本的な考え

当社は、政府方針である「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、その社会的責任を強く認識するとともに、反社会的勢力による経営活動への関与や、当該勢力による被害を防止し、コンプライアンス経営を徹底するため以下の基本方針を定めます。(政府指針：平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)

- ① 反社会的勢力による不当要求に対しては、対応する役職員の安全を確保するため、組織として対応します。
- ② 反社会的勢力への対応に際し、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部の専門機関との連携強化を図ります。
- ③ 反社会的勢力とは、取引関係はもとより、一切の関係を遮断します。
- ④ 反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒絶し、民事・刑事の両方面より法的対応を行います。
- ⑤ 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引や資金提供は行いません。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、以下の経営方針を理解し支持する者が、「財務および事業の方針の決定を支配する者」であることが望ましいと考えております。

【経営方針】

当社は、社員の一体感を高め、社員全体が一丸となってパワーを発揮できる組織とし、未来のために貢献できる会社を目指したいとの思いの下、「社員すべてが心と力を合わせ、企業の発展と成長を通じて、未来のより良い環境作りに貢献する」を経営理念とし、以下の3つの責任を果たす。

1) 個人責任

人間性と技術力を磨き、最高のサービスをお客様に提供する。

2) 企業責任

社員相互が信頼し合い、安心かつ働きがいのある会社を作る。

3) 社会責任

お客様、投資家、株主から信頼され、社会から必要とされる会社を作る。

投資家への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分認識するとともに、常に投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めるなど真摯な姿勢で臨む。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てております。

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
【流 動 資 産】	5,559,316	【流 動 負 債】	3,769,609
現金及び預金	2,658,588	買掛金	495,616
受取手形及び売掛金	2,440,092	一年内償還予定の社債	20,000
商品及び製品	25,536	短期借入金	738,800
仕掛品	6,193	一年内返済予定の長期借入金	1,393,769
前払費用	61,689	未払金	296,849
短期貸付金	6,600	未払法人税等	17,517
未収入金	116,200	未払消費税等	147,498
繰延税金資産	191,740	未払費用	113,492
その他	58,874	預り金	75,645
貸倒引当金	△6,200	賞与引当金	301,746
【固 定 資 産】	5,636,016	役員賞与引当金	46,000
(有形固定資産)	3,746,181	訴訟損失引当金	56,400
建物	336,077	その他	66,272
建物附属設備	39,568	【固 定 負 債】	2,556,760
構築物	542	長期借入金	1,974,482
車輛運搬具	155	繰延税金負債	442,849
工具、器具及び備品	82,044	役員退職慰労引当金	139,428
土地	3,287,792	負 債 合 計	6,326,369
(無形固定資産)	38,663	純資産の部	
ソフトウェア	35,701	【株 主 資 本】	4,035,039
電話加入権	2,962	(資本金)	2,905,422
(投資その他の資産)	1,851,171	(資本剰余金)	1,468,471
投資有価証券	1,478,684	資本準備金	749,999
関係会社株式	45,000	その他資本剰余金	718,471
出資金	100	(利益剰余金)	367,500
長期貸付金	39,500	その他利益剰余金	367,500
従業員に対する長期貸付金	8,184	繰越利益剰余金	367,500
保険積立金	226,437	(自己株式)	△706,354
その他	97,614	【評価・換算差額等】	833,923
貸倒引当金	△44,350	その他有価証券評価差額金	833,923
資 産 合 計	11,195,332	純 資 産 合 計	4,868,962
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,195,332

損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		12,353,938
売 上 原 価		10,796,475
売 上 総 利 益		1,557,463
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,118,222
営 業 利 益		439,240
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	22,006	
受 取 家 賃	22,807	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	5,700	
保 険 配 当 金	6,918	
そ の 他	7,059	64,491
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	70,286	
社 債 利 息	1,772	
貸 与 資 産 減 価 償 却 費	6,833	
そ の 他	8,527	87,420
経 常 利 益		416,311
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	301,646	
保 険 解 約 返 戻 金	229,171	
ゴ ル フ 会 員 権 売 却 益	2,054	532,872
特 別 損 失		
役 員 退 職 慰 労 金	704,078	
固 定 資 産 売 却 損	21,484	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,786	727,348
税 引 前 当 期 純 利 益		221,835
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,015	
法 人 税 等 調 整 額	△25,310	△19,294
当 期 純 利 益		241,130

株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	2,905,422	749,999	718,471	1,468,471	199,966
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△73,596
当 期 純 利 益					241,130
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	-	-	167,533
当 期 末 残 高	2,905,422	749,999	718,471	1,468,471	367,500

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	△434,796	4,139,063	1,908,086	6,047,149
当 期 変 動 額				
剰余金の配当		△73,596		△73,596
当 期 純 利 益		241,130		241,130
自己株式の取得	△271,557	△271,557		△271,557
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△1,074,162	△1,074,162
当期変動額合計	△271,557	△104,023	△1,074,162	△1,178,186
当 期 末 残 高	△706,354	4,035,039	833,923	4,868,962

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する事項
 - (1) 資産の評価基準および評価方法
 - ①子会社株式および関連会社株式
移動平均法による原価法
 - ②その他有価証券
時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
時価のないもの
移動平均法による原価法
 - ③デリバティブ取引により生じる正味の債権および債務の評価基準および評価方法
時価法
 - ④たな卸資産の評価基準および評価方法
 - A. 商品及び製品
移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
 - B. 仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。
なお、取得価額100千円以上200千円未満の有形固定資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備を含む）	8～50年
工具器具備品	2～20年
 - ②無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、販売見込期間（3年）、また自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ③リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
 - (3) 引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ②賞与引当金
従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度対応分の金額を計上しております。
 - ③役員賞与引当金
役員の賞与の支給に充てるため、役員賞与支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
 - ④訴訟損失引当金
訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

⑤役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

受注制作のソフトウェア開発に係る収益および費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約

工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

その他の契約

工事完成基準

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①重要なヘッジ会計の方法

A. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

B. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は金利スワップ取引であります。ヘッジ対象は変動金利借入金利息であります。

C. ヘッジ方針

金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を利用することとしており、投機的な取引および短期的な売買損益を得るための取引は行わない方針であります。

D. ヘッジの有効性評価の方法

デリバティブ取引のリスク管理は、経理部内の相互牽制機能とチェックにより行っており、取引の実行に際しては財務担当役員が取引高および内容を確認し取引を決定し、取締役会に随時報告を行っております。ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時およびその後も継続して、相場変動またはキャッシュ・フロー変動を相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の評価は省略しています。

②消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益がそれぞれ1百万円増加しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供されている資産

建	物	336,077千円
建物附属設備		26,763千円
構築物		542千円
土地		3,287,792千円
投資有価証券		537,017千円
計		4,188,193千円
担保付債務		
短期借入金		502,800千円
長期借入金		2,000,646千円
計		2,503,446千円

(注) 長期借入金には、1年以内返済予定額が含まれております。

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,100,766千円
- (3) 関係会社に対する金銭債務
短期金銭債務 194千円
4. 損益計算書に関する注記
関係会社との取引高
営業取引による取引高
仕入高 4,528千円
5. 株主資本等変動計算書に関する注記
(1) 当事業年度の末日における発行済株式数の総数

発行済株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	8,146,471	—	—	8,146,471

- (2) 当事業年度の末日における自己株式数の総数

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	786,800	436,240	—	1,223,040

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加436,240株は、定款に基づく取締役会決議による買取436,200株および単元未満株式の買取40株によるものであります。

- (3) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発効日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	73,596	10.00	平成24年3月31日	平成24年6月29日

- ②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発効日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	103,851	15.00	平成25年3月31日	平成25年6月28日

6. 税効果会計に関する注記

(1) 流動の部

繰延税金資産	
繰越欠損金	48,166千円
賞与引当金	114,694千円
前渡金償却	96,940千円
訴訟損失引当金	20,100千円
その他	29,027千円
繰延税金資産小計	308,929千円
評価性引当額	△117,189千円
繰延税金資産合計	191,740千円

(2) 固定の部

繰延税金資産	
退職給付引当金	11,975千円
貸倒引当金	16,500千円
ゴルフ会員権評価損	7,021千円
役員退職慰労引当金	49,692千円
投資有価証券評価損	3,994千円
その他	8,773千円
繰延税金資産小計	97,957千円
評価性引当額	△82,337千円
繰延税金資産合計	15,620千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	458,469千円
繰延税金負債（純額）	442,849千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、中・長期の資金調達については金融機関からの借入や社債発行により調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引および短期的な売買損益を得るための取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金ならびに未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、取引先企業との主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である買掛金、未払金および未払消費税等は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に営業活動に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で6年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ会計の方法、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針およびヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「重要な会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

③金融商品に係るリスク管理体制

A. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における各担当部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、長期貸付金については、主要な貸付先の回収状況等が、貸付金規程および契約に従って回収されていることを経理部が、定期的にモニタリングしております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

B. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引につきましては、経理部が関連する業務を担当しております。具体的には、社内規程に基づき個々の契約案件ごとに取引の方針および目的を決定し、その取引の重要性から、契約案件ごとに財務担当役員の承認を得て契約の締結がなされております。さらに、契約先からの取引報告書等は直接財務担当役員宛に送付され取引内容を確認し、取引の結果は、財務担当役員が取締役会に随時報告を行っております。

C. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理部において適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

⑤信用リスクの集中

当期の決算日現在における営業債権のうち55%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注4) 参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	2,658,588	2,658,588	—
②受取手形及び売掛金	2,440,092		
貸倒引当金（*1）	△6,200		
	2,433,892	2,433,892	—
③未収入金	116,200	116,200	—
④投資有価証券			
その他有価証券	1,468,184	1,468,184	—
⑤長期貸付金（*2）	54,284		
貸倒引当金（*1）	△39,600		
	14,684	14,684	—
資産計	6,691,550	6,691,550	—
①買掛金	495,616	495,616	—
②短期借入金	738,800	738,800	—
③未払金	296,849	296,849	—
④未払消費税等	147,498	147,498	—
⑤長期借入金（*3）	3,368,251	3,340,357	△27,894
負債計	5,047,016	5,019,121	△27,894
デリバティブ取引	—	—	—

(*1) 受取手形及び売掛金ならびに長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 長期貸付金にしましては、1年以内回収予定額および従業員に対する長期貸付金が含まれております。

(*3) 長期借入金にしましては、1年以内返済予定額が含まれております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産

①現金及び預金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②受取手形及び売掛金ならびに③未収入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、貸倒懸念債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、または、担保および保証による回収見込額等に基づいて、貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

④投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

その他有価証券の当事業年度中の売却額は9,176千円であり、売却益の合計額は301,646千円であります。また、当事業年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損1,786千円を計上しております。

その他有価証券として保有する株式の種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	174,810	1,467,298	1,292,487
	(2)その他	—	—	—
	小計	174,810	1,467,298	1,292,487
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	980	885	△94
	(2)その他	—	—	—
	小計	980	885	△94
合計		175,790	1,468,184	1,292,393

⑤長期貸付金

長期貸付金については、元利金の合計を、当該貸付金の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、または、担保および保証による回収見込額等に基づいて、貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

①買掛金、②短期借入金、③未払金および④未払消費税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑤長期借入金

当社の長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

また、長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は、発行後大きく異なることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

ただし、変動金利による長期借入金のうち、一部は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記「デリバティブ取引」参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

②ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	993,944	526,948	※	—

※ 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています(上記「負債⑤参照」)。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,658,588	—	—	—
受取手形及び売掛金	2,440,092	—	—	—
長期貸付金	8,595	28,563	17,126	—
合計	5,107,276	28,563	17,126	—

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	1,393,769	986,168	637,883	251,789	81,140	17,500

(注4) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	10,500
関係会社株式	45,000

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産④ 投資有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

8. 持分法損益等に関する注記

(1) 関連会社に関する事項

①関連会社に対する投資の金額	10,000千円
②持分法を適用した場合の投資の金額	26,895千円
③持分法を適用した場合の投資利益の金額	6,119千円

(2) 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	703円	26銭
(2) 1株当たり当期純利益	34円	03銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(1) 取締役に対する業績連動型の株式報酬制度の導入

当社は平成25年5月9日開催の取締役会において、当社の取締役に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成25年6月27日開催予定の第37期定時株主総会に付議することといたしました。

①本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役に對して、当社が定める役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、当社の取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

②信託契約の内容

- A. 名称：株式給付信託（BBT）
- B. 委託者：当社
- C. 受託者：みずほ信託銀行株式会社
- D. 受益者：取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- E. 信託管理人：従業員の中から選定されます（予定）
- F. 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- G. 本信託契約の締結日：平成25年9月2日（予定）
- H. 金銭を信託する日：平成25年9月2日（予定）
- I. 信託の期間：平成25年9月2日（予定）から信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

(2) 従業員に対する株式報酬制度の導入

当社は平成25年5月9日開催の取締役会において、当社の従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-E S O P）」（以下、「本制度」といいます。）を導入することにつき決議いたしました。

①本制度の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭等により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

②信託契約の内容

- A. 名称：株式給付信託（J-E S O P）
- B. 委託者：当社
- C. 受託者：みずほ信託銀行株式会社
- D. 受益者：従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- E. 信託管理人：従業員の中から選定されます（予定）
- F. 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- G. 本信託契約の締結日：平成25年9月2日（予定）
- H. 金銭を信託する日：平成25年9月2日（予定）
- I. 信託の期間：平成25年9月2日（予定）から信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月29日

株式会社フォーカスシステムズ
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 加藤 真美 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 加藤 正英 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フォーカスシステムズの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成25年5月9日開催の取締役会において、会社の取締役に対し、業績達成度等に応じて会社株式を給付する株式報酬制度の導入に関する議案を定時総会に付議することを決議した。また、同取締役会において、会社の従業員に対し、個人の貢献度等に応じて会社株式を給付する株式報酬制度の導入を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二、取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

以上

平成25年6月7日

株式会社フォーカスシステムズ 監査役会

常勤監査役 坂主 淳 一 ㊟

監査役 池野 清 昭 ㊟

社外監査役 齋藤 功 ㊟

社外監査役 中村 清 司 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は創業35年目を迎えた第36期に経営体制の若返りを図り、新体制への移行を進めて参りました。その後2年を経過し、新体制における業績も安定して参りました。これもひとえに株主の皆様をはじめ、関係各位のご支援の賜物と感謝申し上げます。

当期の期末配当につきましては、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針とし、これまでご支援いただきました株主様への感謝の意を表し、記念配当を加え、下記のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金15円(うち、普通配当10円、記念配当5円)
総額103,851,465円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成25年6月28日

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役5名のうち、三浦宏介、畑山芳文、室井誠、後藤亮の4氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	三浦宏介 (昭和37年10月17日生)	昭和56年12月 当社入社 平成元年4月 当社システム開発第1部課長 平成8年4月 当社第2事業部開発部部長 平成14年4月 当社第二事業本部第二統括部長 平成15年4月 当社ITサービス事業部長 平成21年4月 当社事業部統括部長 平成21年6月 当社取締役事業部統括部長 平成23年4月 当社常務取締役事業本部担当兼情報通信事業本部長 平成24年6月 当社代表取締役副社長兼情報通信事業本部長(現任)	40,200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の 株 式 数
2	はたやま よしふみ 畑 山 芳 文 (昭和25年4月22日生)	昭和46年4月 沖電気工業株式会社入社 昭和54年7月 株式会社アクトリソース設立代 表取締役 昭和61年4月 当社と合併により常務取締役総 務部長 平成12年4月 当社常務取締役管理本部長 平成12年6月 当社専務取締役管理本部長 平成17年4月 当社専務取締役経営管理部担当 平成18年4月 当社専務取締役財務担当 (現 任)	274,500株
3	むろい まこと 室 井 誠 (昭和38年5月21日生)	昭和60年3月 当社入社 平成9年4月 当社第4事業部第1システム部 課長 平成13年4月 当社第二事業本部営業企画統括 部営業部部长 平成16年4月 当社ITサービス事業部ITソリュ ーションサービス部部长 平成20年4月 当社ITサービス事業部副事業部 長 平成21年4月 当社ITサービス事業部長 平成23年4月 当社ITサービス事業本部長 平成23年6月 当社取締役ITサービス事業本部 長 (現任)	35,400株
4	ごとう まこと 後 藤 亮 (昭和38年4月9日生)	昭和61年3月 当社入社 平成8年4月 当社第2事業部システム開発部 課長 平成13年4月 当社第二事業本部第一統括部第 三システム部部长 平成19年4月 当社第二公共事業部営業総括部 部長 平成20年4月 当社第二公共事業部長 平成23年4月 当社公共金融事業本部長 平成23年6月 当社取締役公共金融事業本部長 (現任)	11,600株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役齋藤功氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
※ 杉山昌宏 (昭和27年9月16日生)	昭和50年10月 日本ビジネスオートメーション株式会社(現東芝情報システム株式会社)入社 昭和56年3月 丸文株式会社入社 昭和57年12月 キヤドテック株式会社入社 昭和60年4月 東京エレクトロン株式会社入社 昭和61年10月 京セラ株式会社入社 平成元年2月 東芝マイクロエレクトロニクス株式会社入社 平成9年4月 同社ASIC開発部長 平成11年6月 同社ASIC応用技術部長 平成14年4月 同社上席経営変革エキスパート兼イノベーション推進室長 平成24年9月 同社退職	400株

- (注)
- ※は新任の監査役候補者であります。
 - 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 杉山昌宏氏は、社外監査役候補者であります。
 - 杉山昌宏氏を社外監査役候補者とした理由は、長年にわたりIT業界において開発、営業、経営に関わってきたことによる豊富な経験と幅広い見識をもち、当社の社外監査役に適任であると判断したためであります。

第4号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役5名に対し、当期の業績等を勘案し、取締役賞与総額46百万円を支給することにいたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額、支払時期、方法等については、取締役会にご一任いただきたく存じます。

第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

当社取締役に対し、以下のとおり業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入し、業績連動型の株式報酬を支給することについて、ご承認をお願いするものであります。なお、その詳細につきましては、下記2. の範囲内で、取締役会にご一任いただきたいと思います。

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」および「退職慰労金」により構成されておりますが、これらに加え、新たに、取締役（現在当社は社外取締役を選任していませんが、仮に将来社外取締役を選任することとなった場合には、社外取締役は本制度の対象外とします。）に対する本制度の導入について、ご承認をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、本制度の導入は相当であると考えております。

具体的には、平成12年6月29日開催の定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（月額300万円以内。ただし使用人給与分は含まない。）とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を、平成26年3月末日で終了する事業年度から、当社の取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、本総会に上程しております第2号議案が承認可決されますと、本制度の対象となる取締役の員数は5名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金員（その上限は下記（2）のとおり。）を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役に対して、業績達成度等に応じて当社株式が本信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、当社の取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。その他、本制度の骨子につきましては、下記【ご参考】をご覧ください。

(2) 当社が拠出する金員の上限

当社は、平成26年3月末日で終了する事業年度から平成30年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度および当該5事業年度

の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。)およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入します。当社は、当初の対象期間に関して本制度に基づく取締役への交付を行うための株式の取得資金として、1億円を上限として金員を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託(以下「本信託」という。)を設定します。本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を、取引所市場等を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間ごとに、1億円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(取締役に付与されたポイント数(ポイントについては、下記(3)参照)に相当する当社株式で、取締役に對する株式の給付が未了であるものを除く。)および金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当該対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、1億円から、残存株式等の金額(株式については、当該直前の対象期間の末日における時価をもって、残存株式等の金額とします。)を控除した金額とします。

(3) 取締役に給付される当社株式数の算定方法と上限

取締役に、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、当該事業年度における役位、業績達成度およびインセンティブ報酬としての効果等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。ただし、各事業年度に関して取締役に付与されるポイント数の合計には一定の上限が付与されます。なお、取締役に付与されるポイントは、下記(4)の株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案の承認後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。)

給付する株式の数の算定に当たり基準となる取締役のポイント数は、退任時まで当該取締役に付与されたポイントを合計した数に、退任事由別に設定された所定の係数を乗じて算出されます(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」という。)。ただし、当社が拠出した金員が、上記(2)の上限に達している場合(すなわち、当社による追加拠出ができない場合)において、ある取締役の確定ポイント数に相当する株式数が信託財産内の株式数を超過するときは、当該取締役の確定ポイント数は当該超過する数に相当するポイント数を減じた数となります。

(4) 取締役に対する株式給付

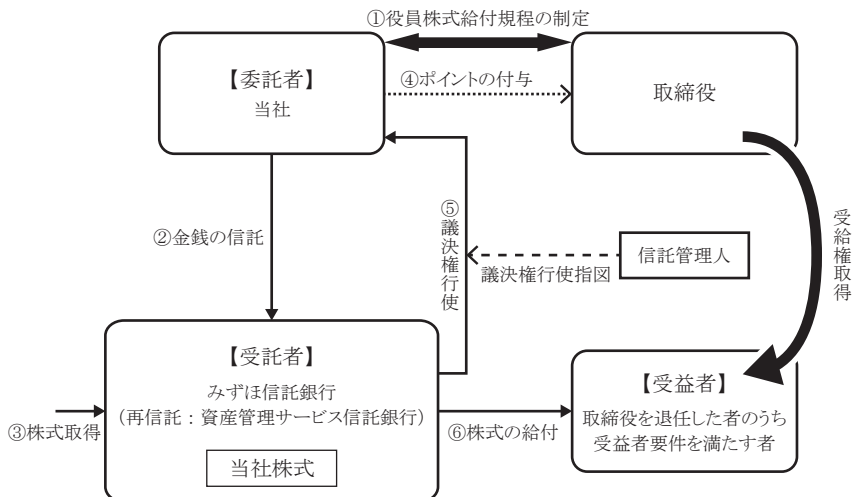
当社の取締役が退任した場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、確定ポイント数に相当する当社株式について、本信託から給付を受けることができるものとします。

【ご参考】

本制度の詳細については、当社平成25年5月9日付「株式給付信託（BBT）導入に関するお知らせ」をご参照ください。

(当社平成25年5月9日付適時開示の抜粋)

<本制度の仕組み>



① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。

② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します（以下、かかる金銭信託により設定される信託を、「本信託」といいます。）。

③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役にポイントを付与します。

⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使し、又は行使しないこととします。

⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

以上

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

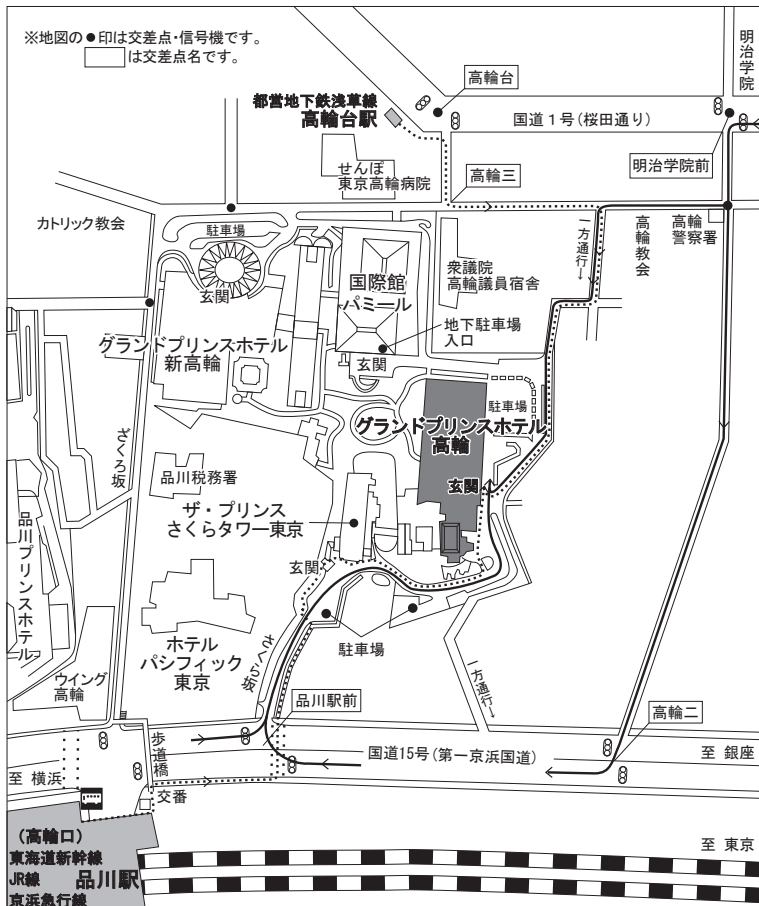
会 場：東京都港区高輪三丁目13番1号

グランドプリンスホテル高輪

地下1F 「クラウンルーム」

TEL 03 (3447) 1111

もよりの駅：東海道新幹線、JR線、京浜急行線品川駅（高輪口） 徒歩5分
都営地下鉄浅草線高輪台駅 徒歩3分



(徒 歩 点線をご参照ください。)
(お 車 実線をご参照ください。)